

環境影響評価方法書の概要と手続等

事業者	乙訓環境衛生組合（管理者 中小路健吾）		
事業が実施されるべき区域	乙訓郡大山崎町字下植野小字南牧方 32		
事業名称	乙訓環境衛生組合ごみ処理施設整備事業（仮称）		
事業の内容	一般廃棄物焼却施設の設置 （京都府環境影響評価条例施行規則 別表 6（3） 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「一般廃棄物焼却施設」という。）又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設であって焼却により処理するもの（以下「産業廃棄物焼却施設」という。）の設置の事業（処理能力が 1 時間当たり 4 トン以上であるものに限る。） 一般廃棄物の処理能力 123 トン／日（5.125 トン／時間）		
稼働開始年度（予定）	令和 15 年度		
事業計画案の概要	○煙突高さ 59m ○煙突位置 施設南側		
環境影響評価を実施しようとする地域	対象事業実施区域から半径 2.8km の範囲 （含まれる市町村：京都市、向日市、長岡京市、八幡市、大山崎町、久御山町） ＊煙突排ガスの最大着地濃度出現予想距離の概ね 4 倍		
環境影響評価項目 大気環境 騒音・振動・低周波音 水環境 地質・土壤環境 動物 植物 生態系 景観 人と自然との触れ合いの活動の場 廃棄物等 温室効果ガス等	工事中	造成等	粉じん、景観、廃棄物等
		建設機械	浮遊粒子状物質、NO ₂ 、微小粒子状物質、騒音、振動、温室効果ガス
		車両の走行	浮遊粒子状物質、NO ₂ 、粉じん、微小粒子状物質、騒音、振動、動物、植物、生態系、人と自然との触れ合いの場、温室効果ガス
		雨水の排水	水の濁り（SS）
	供用時	施設の存在	景観、人と自然との触れ合いの場、歴史的・文化的景観
		施設の稼働	SO ₂ 、浮遊粒子状物質、NO ₂ 、ダイオキシン類、HCl、水銀、降下ばいじん、粉じん、微小粒子状物質、騒音、低周波音、振動、悪臭、水質汚濁等、地下水、地盤沈下、土壤汚染、動物、植物、生態系、温室効果ガス
		車両の走行	（工事中と同項目）
		廃棄物発生	廃棄物等
	解体工事中	造成等	ダイオキシン類、粉じん、石綿、悪臭、地下水、地盤沈下、土壤汚染、廃棄物等
		建設機械	（工事中と同項目）
		車両の走行	（工事中と同項目）
		雨水の排水	水の濁り（SS）

年月日（予定）	手続等
令和8年5月15日	方法書公告・縦覧（～6/15）、意見募集（～6/29）
5月25日～31日	方法書説明会（事業者において実施、4回開催）
6月5日	環境影響評価専門委員会（第1回）・現地調査①
6月15日	現地調査②
7月2日	一般意見書の送付（事業者、関係市町）
7月6日	一般意見書に対する事業者見解書の提出
～7月30日	関係市町長意見の回答
8月7日	環境影響評価専門委員会（第2回）
8月24日	環境影響評価専門委員会（第3回） 【今回】
10月2日まで	知事意見送付

※現地調査①と②は同内容